整　備　設　計　書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8年度　　設計年月 令和 8年10月　　工期　令和 9年 3月15日

整　備　名　鳥羽　第２課天井クレーン整備

整　備　場　所　京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１番地

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

整　備　費　金　　円

整　備　価　格	円
消費税及び 地方消費税相当額	円
手　数　料	円

京 都 市 上 下 水 道 局

内 訳 書 （ 総 括 ）

整 備 名	鳥羽　第２課天井クレーン整備							
費　目	工　　種	種　　別	単位	数　量	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		諸経費	式	1				
整備価格								
消費税及び地方消費税相当額			式	1				
手数料			式	1				
整備費計								

内 訳 書

整備名	鳥羽　第２課天井クレーン整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
整備費									
直接費									
	一般労務費		式	1					
	計								［労務費］
	複合費		式	1					
	計								［複合費］
	直接費計								直接費
計（整備原価）									
諸経費									

内 訳 書

整備名	鳥羽　第２課天井クレーン整備								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
整備価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
手数料		ｸﾚｰﾝ性能検査費	式	1					
整備費計									

令和08年度

鳥羽　第２課天井クレーン整備

特　記　仕　様　書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１

京都市上下水道局下水道部　鳥羽水環境保全センター水処理第２課

第 1 章　総　　則

1　適用範囲

本仕様書は、表記整備に適用する。

2　用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

⑴　指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その整備の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。

⑵　承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。

⑶　協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

⑷　設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3　整備業務の履行

本整備は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に整備業務しなければならない。

4　疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5　法規の遵守

受注者は整備業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して整備を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

⑴　京都市上下水道局契約規程
⑵　労働基準法
⑶　労働安全衛生法
⑷　下水道法
⑸　建設業法
⑹　建築基準法
⑺　電気事業法
⑻　その他関係法令、例規等

6　書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7　現場代理人等

⑴　受注者又は当局の承諾を得た代理人は、整備期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の整備現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。

⑵　現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8　適用規格

整備の適用規格は次の各号のとおりとする。

⑴　日本産業規格(JIS)
⑵　日本下水道協会規格(JSWAS)
⑶　日本水道協会規格(JWWA)
⑷　機械学会設計基準
⑸　日本電機工業会標準規格(JEM)
⑹　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
⑺　電気設備に関する技術基準
⑻　その他関係規格及び基準

9　励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止･火気厳禁･使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

１０　指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

⑴　整備の施行順序・方法・工程

⑵　整備に使用する仮設物

⑶　既設の機器設備の運転・停止に関すること

１１　関係監督官庁への許認可申請等

⑴　法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

⑵　関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

１２　納入材料及び機器

⑴　整備において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。

⑵　納入現場に搬入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

１３　電力及び雑用水

整備に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

１４　既設構造物の保護

整備業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

１５　運搬及び保管

⑴　破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。

⑵　各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記整備名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

１６　整備現場発生品

受注者は、整備業務によって生じた現場発生品(発注者への返納品等)について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１７　建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのＡ票、Ｂ２票、Ｄ票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は整備完了後から、５年間保存しなければならない。

１８　安全管理

⑴　受注者は本整備に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。

⑵　受注者は整備業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

⑶　受注者は、本整備の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。

⑷　受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた整備関係者全員に安全管理について周知徹底させること。

⑸　受注者は、整備現場における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。

⑹　受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

１９　受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

⑴　軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

⑵　各検査・試験及び写真撮影

⑶　整備の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力

⑷　現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去

⑸　整備期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理

⑹　関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

２０　施設停止及び他整備等との競合

受注者は整備業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他整備等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

２１　段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

２２　完了検査

⑴　整備が終了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。

⑵　完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。

⑶　検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

２３　損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

２４　整備写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、整備件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで５年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管 第 6 号）に基づき実施しなければならない。

２５　雑則

⑴　受注者は整備業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　本仕様書の第２章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第１章に優先する。

⑶　水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した整備業務に努めなければならない。

⑷　受注者は整備業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第　2　章　　細　　則

1　概要

本整備は、クレーン等安全規則第３節第３４条による定期自主検査の実施及び第４節第４０条による性能検査を受けるため、当該クレーン等の構造部分、機械部分、電気部分、つり具の点検整備を行い、安全な運転を確保するものである。

2　期限

本整備の期限は、令和９年３月15日とする。ただし、性能検査は検査有効期限内とする。

3　場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

4　作業時間

現場での作業は土曜日、日曜日、祝日の開庁日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、当局監督員が特に必要があると認めた場合は、それ以外の時間に作業ができる。

5　対象機器一覧

(1)　第２ポンプ場クレーン

検査証番号	第 50001 号　第 50002 号	
設置場所	第2ポンプ場	
製造年月	昭和49年12月	
有効期限	令和9年2月28日	
種類及び型式	フック付天井走行クレーン　低速型	
スパン	15.9m	
定格荷重	主巻	30ｔ
	補巻	5ｔ
つり上げ荷重	主巻	30.4ｔ
	補巻	5.05ｔ
揚程	主巻	30m
	補巻	30m
電動機出力	主巻	15kW
	補巻	7.5kW
	横行	3.7kW
	走行	2×2.2kW
定格速度	主巻	1.6m/min
	補巻	6m/min
	横行	10m/min
	走行	10m/min
電源	3相 3線式　200Ｖ　60Hz	
走行レール	37kgレール	
基数	2基(No.1西側、No.2東側)	
製作者	日立機電工業株式会社	

(2)　第２東ポンプ場クレーン

検査証番号	第 631103 号	
設置場所	第2東ポンプ場	
製造年月	昭和63年3月	
有効期限	令和9年2月24日	
種類及び型式	クラブトロリ式天井クレーン	
スパン	18.12m	
定格荷重	主巻	35ｔ
	補巻	8ｔ
つり上げ荷重	主巻	35.6ｔ
	補巻	8.1ｔ
揚程	主巻	14m
	補巻	15m
電動機出力	主巻	17kW
	補巻	17kW
	横行	3.7kW
	走行	2×2.2kW
定格速度	主巻	1.60m/min
	補巻	10m/min
	横行	10m/min
	走行	20m/min
電源	3相 3線式　200Ｖ　60Hz	
走行レール	30kgレール	
基数	1基	
製作者	日立機電工業株式会社	

(3)　ブロワー室クレーン

検査証番号	第 2153 号	
設置場所	ブロワー室	
製造年月	昭和43年5月	
有効期限	令和9年2月24日	
種類及び型式	クラブトロリ式天井クレーン	
スパン	17.85m	
定格荷重	5ｔ	
つり上げ荷重	5.07ｔ	
揚程	6.1m	
電動機出力	巻上	2.75kW
	横行	0.4kW
	走行	0.75kW
定格速度	巻上	2.50m/min
	横行	20m/min
	走行	20m/min
電源	3相 3線式　220Ｖ　60Hz	
走行レール	22kgレール	
基数	1基	
製作者	石川島播磨重工業株式会社	

(4)　重量物倉庫クレーン

検査証番号	第 54006 号	
設置場所	重量物倉庫	
製造年月	昭和53年12月	
有効期限	令和9年2月25日	
種類及び型式	ホイスト式天井クレーン	
スパン	8.77m	
定格荷重	5ｔ	
つり上げ荷重	5.042ｔ	
揚程	3.38m	
電動機出力	巻上	3.7kW
	横行	0.66kW
	走行	2×0.75kW
定格速度	巻上	4.0m/min
	横行	17m/min
	走行	15m/min
電源	3相 3線式　220Ｖ　60Hz	
走行レール	22kgレール	
基数	1基	
製作者	株式会社山本鉄工所	

6　整備内容

(1)　点検及び整備は、添付のクレーン定検成績表を参考にして実施すること。

(2)　各減速機の潤滑油の取替え及び軸受、ギヤ部の給油給脂を必要に応じて行うこと。
なお、油脂類は当局から支給するものとする。

(3)　整備完了後、試運転を行い各部に異常が無いことを確認すること。

7　クレーン性能検査

(1)　登録性能検査機関の実施する性能検査に必要な提出書類、手続き及び手数料等は、一切受注者の責任とする。
なお、性能検査については、検査合格まで整備範囲に含まれるものとする。

(2)　性能検査予定日は、検査有効期限内に設定し性能検査を受けること。
なお、複数台を同一日に実施しても構わないこととする。

(3)　受検に必要なウエイト搬入等は、一切受注者が行い、現場を事前に下見し、適正なウエイトを選定し、搬入方法等を検討すること。

8　注意事項

(1)　本整備は、作業場所が高所で重量物を取り扱うため、危険防止に万全の措置を講ずること。(作業者及び工具の落下防止措置等)

(2)　本整備に当たっては、雑材料・消耗品（治具、ウエス、機器損料等）については受注者負担とし、当該クレーン設備の性能及び構造等に熟知した技術者にて行うこと。

(3)　整備期間中、一日の作業終了時には、現場周辺の清掃、後片付けを行うこと。

(4)　本整備に当たっては、あらかじめ監督員と整備方法や整備日程等について十分な打合せを行い、水環境保全センターの維持管理上支障のないように、迅速かつ確実に行うこと。

(5)　本整備において生じる発生品及び廃油については、受注者の責任において集積し、センター指定場所へ搬入すること。

(6)　本仕様書に明記されていない事項であっても、整備上必要と思われるものについては、受注者の負担にて行うこと。

クレーン定検成績表

1.　　t×m　OT-CH（　　付）　　納先　　様

巻上荷重　主　　t　　試験荷重　主　　t
　　補　　t　　補　　t

径間　　m
揚程　　m

巻上速度及び電動機	主	m/min	kW	min^{-1}
	補	m/min	kW	min^{-1}
横行速度及び電動機		m/min	kW	min^{-1}
走行速度及び電動機		m/min	kW	min^{-1}
鋼索	主	m		
	補	m		

表番
製番　　検査日　令和　年　月　日
製作年月　　検査員

調査個所及び調査内容	検査時状況	処理	備考
(1) 鉄構部分			
A ガーダー関係			
1 キャンパー 軸側			
ポスト側			
2 各部材の水平垂直真直の狂い			
3 各部材の全般的の屈曲			
4 塗装の状態			
5 腐食の状態			
6 鋲の弛みの程度			
7 ボルトの弛み程度			
8 溶接部亀裂の有無			
9 運転室の雨漏の有無/扉硝子の破損の有無			
10 機械室雨漏の有無/扉硝子の破損の有無			
11 梯子、手摺、踊り場等の危険性			
12 感電保護板の有無			
13 走行バッファーの木材			
14 面トロリーブラケットの曲り弛み			
15 走行二段ギヤーカバー			
B クラブ関係			
1 クラブフレームの変形			
2 塗装の状態			
3 腐食の状態			
4 溶接部の亀裂の有無			
5 クラブ手摺等の危険			
6 ギヤーカバー類			
(2) 巻上装置			
A 電動機			
1 軸受の給油状態			
2 軸受のガタツキ			
3 ローターとステーターとの間隔			
4 スリップリングの庇			
5 ブラシの庇及び磨耗			
6 スリップリングとブラシの接触状態			
7 配線の状態			
8 モーター組付の弛み			
9 絶縁抵抗			
B CFブレーキ			
1 Oリングの摩耗			
（油漏れ）			
2 油は十分いっているか			
3 調整はよいか			
4 レバーとピンとのガタはないか			
5 ブレーキホイル面の傷は			
6 ブレーキライニングの摩耗状態は			
C マグネットブレーキ			
1 調整は良いか			
2 ダッシュポットの調整は良いか			
3 レバーとピンのガタはないか			
4 ブレーキホイル面の傷は			
5 カップリングボルトの摩耗状態			

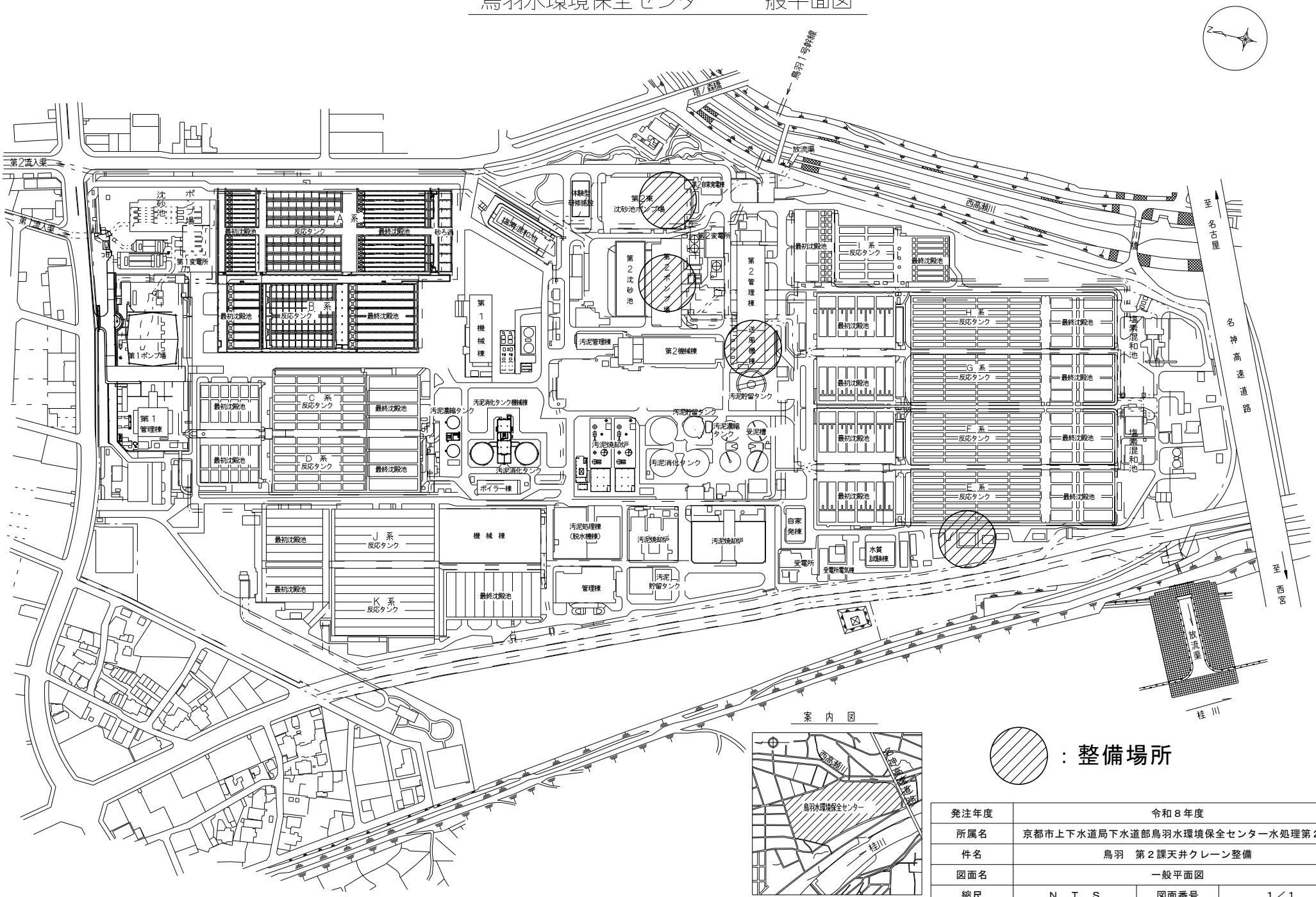
調査個所及び調査内容	検査時状況	処理	備考
D ギヤーケース及び軸受			
1 油量は適量か			
2 油の種類は適当か			
3 油漏れはないか			
オイルシール 1段			
最終段			
パッキング 1段			
2段			
3段			
4段			
4 歯のかみ合わせ状態は良いか 1段			
2段			
3段			
4段			
5 歯の摩耗状態は良いか 1段			
2段			
3段			
4段			
6 ボールベアリングは良いか			
7 油量計は良いか			
8 覗蓋は良いか			
9 取付ボルトの弛緩はないか			
10 リーマボルトあるいはノックボルトの弛緩はないか			
E ドラム			
1 ドラムの溝とロープの直径の適合は			
2 ドラムの損傷亀裂溝の損傷は			
3 ロープの端の取付状態は良いか			
4 ロープの拾巻は確実にあるか			
5 ドラムブッシュの摩耗給油状態は			
6 アテガネの摩耗状態は			
F 給油配管			
1 パイプの折損はないか			
2 パイプ押えの破損その他不具合はないか			
3 グリスニップルは良好か			
4 つまったパイプはないか			
5 パイプジョイントからの洩れはないか			
ポンプからの洩れはないか			
6 グリスニップルは良好か			
7 ニップルスタンドは良好か			
8 ニップルスタンドの取付は良いか			
(3) 横行装置			
A 電動機			
1 軸受の給油状態			
2 軸受のガタツキ			
3 ローターとステーターとの間隔			
4 スリップリングの庇			
5 ブラシの摩耗			
6 スリップリングとブラシの接触状態			
7 配線の状態			
8 モーター取付ボルトの弛緩はないか			
9 絶縁抵抗			
B カップリング			
1 ゴムは良好か			
2 ボルトの弛緩はないか			
3 芯が狂っていないか			
C ギヤーケース			
1 油量は適量か			
2 油の種類は適当か			
3 油洩れはないか			
オイルシール 1段			
2段			
4 歯のかみ合状態は良いか 1段			
2段			
5 歯の摩耗状態は良いか			
6 油量計は良いか			
7 覗蓋は良いか			
8 取付ボルトの弛緩はないか			
9 リーマボルトあるいはノックボルトの弛緩はないか			

調査個所及び調査内容	検査時状況	処理	備考
D 軸受			
1 給油状態は良いか			
2 油の種類は良いか			
3 ブッシュの摩耗は何耗か			
4 毛糸をかみ込んでいないか			
5 ボールベアリングの破損はないか			
6 油洩れはないか			
E ホイール軸受			
1 摩耗状態			
2 給油状態は良いか			
(4) 走行装置			
A 電動機			
1 軸受の給油状態			
2 軸のガタツキ			
3 ローターとステーターの間隔			
4 スリップリングの庇			
5 ブラシの庇及び摩耗			
6 スリップリングとブラシの接触状態			
7 配線の状態			
8 モーター取付ボルトの弛緩はないか			
9 絶縁抵抗			
B オイルブレーキ			
1 ブレーキホイルの摩耗、状態			
2 ブレーキライニングの摩耗は正常か			
3 パイプ接手からの油洩れはないか			
4 マスターシリンダーの不具合はないか			
5 使用フルードに間違いはないか			
6 フルード中に異物は混入していないか			
C ユニット			
1 油量は適量か			
2 油の種類は適当か			
3 油洩れはないか			
オイルシール 1段			
2段			
4 歯のかみ合状態は良いか			
5 歯の摩耗状態は良いか			
6 ボールベアリングは良いか			
7 油量計は良いか			
8 覗蓋は良いか			
9 取付ボルトの弛緩はないか			
10 リーマボルトあるいはノックボルトの弛緩はないか			
D 長軸			
1 中間軸受の発熱はないか			
2 中間軸受の摩耗は何耗か			
3 歯のかみ合状態は良いか			
4 歯の摩耗状態は良いか			
5 ピニオンがホイルの鍔外側を削っていないか			
6 キーは正確にはいっているか			
7 カップリングボルトの弛緩はないか			
E ホイール			
1 ホイールの直径の摩耗状態			
2 鍔のカッティングはないか			
3 踏面の変形摩耗はないか			
4 油によりスリップした形跡はないか			
5 踏面に巣がないか			
6 アテガネは取替の必要がないか			
7 ファイバーライニングを入れ替える必要はないか			
8 グリス給油は十分か			
(5) 電気機器			
1 トロリー線の支持			
線間距離			
支持柱の間隔			
支え腕の屈曲			
支持硝子及び絶縁板の弛み及びトロリー線の摩耗、撓み			
2 パンタグラフ又はイヤーバネの作用取付弛緩			
トロリーホイール及び軸の摩耗			
3 トロリー線とトロリーホイールの接触状態			

調査個所及び調査内容	検査時状況	処理	備考
(6) 配電盤			
1 危険防止			
スイッチヒューズ等露出部の良否パイロットランプの機能			
2 ヒューズ			
容量の適否、銅線等代用していないか			
3 ナイフスイッチ			
焼損、腐食、接触の良否			
4 オーバーロードリレー			
調整指針は目盛の範囲内にあるか			
ダッシュポット油は適量か			
5 マグネットスイッチ			
接触子の状態、バネ圧力取付、弛緩、接触中の音			
(7) 抵抗器			
1 グリット式のもの			
取付、締付の完否			
変形、破損の有無			
局部的発熱はないか			
2 金属線のもの			
断線、取付、接触部の完否			
3 安全面の良否			
4 木部に近接するものは、焼損の虞あるので措置するを要するか			
(8) 配線			
1 金属管固定の状態			
2 金属管の損傷、亀裂			
3 金属管の凹みとの内部電線の接触がないか			
4 金属管の取入口引出口で電線の被覆が損傷していないか			
5 金属管の雨水油塵芥の浸入がないか			
6 金属管の接地			
7 主開閉器と大地間の絶縁			
8 感電防止の措置は完全か			
9 梯子、通路及び常に接近する必要のある場所において			
感電防止の対策は万全か			
(9) 制御器			
1 ハンドルの操作、作動方向の標示			
ハンドルの操作の調整の適否			
2 接触片の接触状態及び摩耗偏耗焼損の有無			
3 スプリングの作用			
4 金属粉の附着を取除く			
(10) リミットスイッチ			
1 操作機構			
リードスクリュー曲損摩損			
移動ローラーの摩耗			
操作レバーの作用状態			
2 スイッチ箱			
雨水塵芥等の浸入の有無油槽入のものは油面油洩れの有無			
(11) ワイヤーロープ及びフォーリングブロック			
1 ロープの摩耗、腐食程度			
2 素線の切断数			
3 ロープの接続部の適否			
4 ロープ端の止め方の確実性			
5 適度な給油が施してあるか			
6 フックの変形庇摩耗の程度を調べる			
7 ピンの摩耗			
8 フックの回転状態			
9 ロープシーブの摩耗、損傷			
10 フックの機質の硬化したものは焼鈍を行う			
(12) 運転検査巻上、巻下			
1 無負荷、正規荷重なるべく三回以上行い必要により			
過荷重試験を行う			
2 音響、発熱			
運転中の異常音に注意し損傷、調整不良個所を調べる			
3 マグネットブレーキスリップの調整ダッシュポットの作用			
異音の有無(コイル、配線の接続の劣化と電圧の降下に注意)			
4 メカニカルブレーキ			
マグネットブレーキを遊ばせて行う			
荷重試験のスリップ			
試験後取付ボルトのゆるみをみる			
5 リミットスイッチ			
作用を3回以上確かめる巻上リミットが利いた時の			
フックとヘッドシーブ間距離			
6 クラブバケットの開閉動作の確認			
ガーターの撓み			

調査個所及び調査内容	検査時状況	処理	備考
(13) 横行、走行			
無負荷正規荷重で3回以上各ノッチについて全長に渉って行う			
1 音響及び機体の衝動			
電動機歯車の音の程度			
機体の斜行又は衝動の程度			
2 クラブの流れ			
クラブの流れは過大でないか			
3 足踏ブレーキ			
作動の良否を確める			
(14) 絶縁抵抗			
全体:			
巻上回路 主			
横行回路 補			
走行回路			
操作回路総合			
セレン整流器			
電灯回路総合			

鳥羽水環境保全センター　一般平面図



発注年度	令和８年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第２課		
件名	鳥羽　第２課天井クレーン整備		
図面名	一般平面図		
縮尺	Ｎ．Ｔ．Ｓ	図面番号	１／１